

第 7 号様式（調査研究事業）

外交・安全保障調査研究事業費補助金
補助事業実績報告書

※本報告書のほか、事業成果をアピールする資料（パワーポイントや動画等自由書式。最大 3 枚/ 3 分程度）を提出すること。

1. 基本情報	
事業者名 公益財団法人日本国際フォーラム	
事業分野	D：海洋をめぐる問題
事業名及び事業概要	※事業計画書の該当部分を転載のこと。 事業名：海洋秩序構築の多面的展開——海洋「世論」の創成と拡大に向けて 事業概要：中国の積極的な海外進出に伴う既存の海洋秩序の動揺に対して、国際社会が有効に対処しきれていない中、従来のいわゆる「国際法アプローチ」に加え、「沿岸国の能力構築支援」、「海洋経済連携」、「海洋グローバル・イシューへの取組」などの新たな切り口から、国際的な海洋「世論」の醸成——海洋秩序維持への自発的協力を促すインセンティブの共有——に向けたわが国及び国際社会全体にとって望ましい海洋空間創出の糸口を探る。
事業実施期間	※下記の期間から 1 つを選択し「○」を記入 () 1 年間（令和 年度） () 2 年間（令和 年度～令和 年度）（うち 年目） (○) 3 年間（令和 2 年度～令和 4 年度）（うち 1 年目）
2 事業実施体制	
(1) 定量的概要 研究者数合計 10 名 うち若手 (※) 研究者数 6 名（全体の 60%） (※) 若手の定義については、各事業者の分類による（別紙 1 参照）。 うち女性研究者数 3 名（全体の 30%） うち首都圏以外の研究者数 5 名（全体の 50%）	

(2) 事業実施体制の詳細は別紙1に記入のこと。

3 事業の実施状況・成果

(1) 定量的概要

(総合事業、調査研究事業については該当するもののみ記入すること。)

【調査】

・情報収集・調査実施回数：20回

【会議】

・研究会の実施数：6回

・シンポジウム／セミナー／ワークショップ等の主催・共催数：3回

・他団体主催のシンポジウム／セミナー／ワークショップ等への参加数：0回

【情報発信】

・インタビューや報道発表の実施数：10回

・論文やコメンタリーの発出数：14回

・政策提言を含む報告書の発出数：1回

本事業の主要な日本語コメンタリー、また事業全体の実績については、以下リンクの日本国際フォーラム特設ページをご参照いただきたい。

<https://www.jfir.or.jp/j/info-research/2020/maritime.html>

他に、本事業で行ったおもな対外発信は以下リンクをご参照いただきたい。

●会報、メールマガジン（日英）

日本国際フォーラム会報（年4回発行）

<https://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin.html>

メルマガ日本国際フォーラム（隔月発行）

<https://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin.html>

The Japan Forum on International Relations (JFIR)E-Letter（隔月発行）

<https://www.jfir.or.jp/e/e-letter.htm>

●報道発表

活動報告（日本語）

https://www.jfir.or.jp/j/recent_activities.html

Topics（英語）

https://www.jfir.or.jp/e/recent_activities.htm

●JFIR STUDIO（紹介動画等）

「海洋構築の多面的展開」

<https://www.youtube.com/watch?v=fFeqclxDMD8>

（２） 事業の具体的な実施状況は別紙２に記載のこと。

（３） 別紙３において、事業の定性的成果（①どのように取り組み、どのような成果があったか（工夫を凝らした点、従来事業から改善した点を含む）、②どの部分につき進展・成果が不十分であったか、その原因、次年度での改善方法）を具体的に記載のこと。

4 事業総括者による評価（2ページ程度）

本プロジェクトは、中国の積極的な海洋進出など、既存の海洋秩序の動揺に対して国際社会が有効に対処しきれていない中、従来のいわゆる「国際法アプローチ」に加え、「沿岸国の能力構築支援」、「海洋経済連携」、「海洋グローバル・イシューへの取組」などの新たな切り口から、国際的な海洋「世論」の醸成に向けたわが国及び国際社会全体にとって望ましい海洋空間創出の糸口を探り、そのための方策を取りまとめることを目的として実施している。

これまで国際社会は、中国をはじめとする新興国の積極的な海洋進出などに対して、国際法などの観点から「これはやってはいけない」という違法性を主張することに終始してきた。しかし、それを主張し続けても聞き入れない国はあるわけであり、ではそれにどう対処するのか、短絡的に軍事的アプローチなどの思考に走るのではなく、どの国もルールを守らざるを得ない、つまりルールを守ることにインセンティブがある国際的な海洋世論を創設することを検討することが必要である。ではそれをどう進めるのかについて明らかにしようとしているのが本プロジェクトの大きな特徴である。具体的には、次の点に注力しながら、本事業を進めている。第一に、国際法の立場から問題を指摘するだけでなく、海洋問題を全体的にとらえるために能力支援アプローチに注目すること、第二に、海洋は境界線を定めることが困難であるため、経済的な利益を確保するために海洋管理をどのように行えば良いのか検討すること、第三に、全人類的な問題である環境問題等に関して、どう対処すべきか検討すること、である。そしてこれらの点に注力しながら、本事業では、海洋問題において強制ではなく非強制的（自発的）なルール順守の方法を見出し、多面的に、海洋問題に関する国際的な海洋世論形成を如何に進めるのかについて、その方策を探ろうとするものである。なおその過程においては、中国の登場によって既存の秩序が揺らぐなか、秩序を再構築するために中国等の他国も含めた形での国際的な意見・世論の拡大についても考えていく必要がある。

以上のような新規性の観点のもと、初年度においては、全6回の「定例研究会合」、上海時代経済発展研究院上海海洋フォーラムと共催で国際セミナー「日中海洋問題の出口を探る」、ASEAN との間でタイ・シーナカリンウィロート大学およびフィリピン大学アジアセンターと共催して国際シンポジウム「海は誰のものか!：循環型海洋秩序の形成と発展」を実施した。定例研究会合では、研究メンバーおよび外部専門家から、それぞれの専門分野をもとに国際海洋法、海洋管理、海洋環境、中国との間の海洋問題などについて報告を受け、それをメンバー、ゲストのメンバー外の専門家および省庁関係者などの実務家からのコメントも受け、全体で協議した。それらによって報告を受けた内容について精緻化し、主に次のような知見を得ることができた。

- ・海洋プラスチックごみへの対応（マルチの問題）と尖閣諸島のような領域紛争への対応（パイの問題）への世論形成は同じ次元で語れるか考える必要性

- ・ブルーエコノミーの反映に積極的な豪州との連携や、海藻のBC導入に向けたアジア地域での連携強化の必要性

- ・海洋安全保障を考えるうえで船の国籍や船会社の国籍も重要な点として検討する必要性

- ・FOIP を考えた場合、国際法に基づくということが重視されているが、より積極的に国際公共財という考えを中心にすべきことの必要性

- ・海の予防外交（予防展開）と、ASEAN との協力の一環として、ASEAN に海洋安全保障情報共有センターを設立することの必要性

また上海時代経済発展研究院上海海洋フォーラムと共催で実施した国際セミナー「日中海洋問題の出口を探る」では、「中国海警法」という機微な内容について、日中双方から海洋国際法および海洋国際政治の著名なシニアおよび中堅の専門家をパネリストに、同法に関する日中双方からの視点、また同法を巡り今後日中間でどのような対応が可能なのかについて、公開で議論を行うという画期的な会合を実施することができ

た。これによって中国側の意図を広く国内外で考える契機とするとともに、日本の主張を中国側に届けることにもつながり、大きな成果をあげることができた。またタイ・シーナカリンウィロート大学およびフィリピン大学アジアセンターと共催で実施した国際シンポジウム「海は誰のものか!：循環型海洋秩序の形成と発展」では、如何にして日本とASEANが海洋において共同歩調をとっていくことができるのか、広く一般に公開しつつ、ASEANの専門家との間で活発な議論を行い、海洋を利用した気候変動の緩和策、養殖を含めた漁業の発展とそれによる各地で起こる中国漁船との紛争の解決、海洋におけるエネルギーの活用などについて新たな知見を得ることができた。なお、これら国際セミナーおよび国際シンポジウムには、海外側からそれぞれの分野の第一人者、また中堅・若手の研究者が参加し、さらにその所属先である華東政法大学国際法学院、中国海洋発展研究センター、上海交通大学、上海国際問題研究院、ISEAS-ユソフ・イサーク研究所など著名な研究機関とのネットワーク構築を行うことができたことも大きな成果である。これらの研究機関とは、今回の共催などを機に今後定期的に研究交流、少人数による非公開の意見交換、また公開による大規模な国際シンポジウムなどを開催することが確認され、今後の本事業の推進にも大いに役立つことが期待される。

また、以上の会合は、会合の場のみならず、日本国際フォーラムホームページやメールマガジンなどの各種の媒体をつうじて広く公開し、それらに対して一般からのコメントなどのフィードバックを受けている。

これらの成果をもとに、今後各メンバーは、それぞれの分析をさらに精緻化していくが、その前段階として初年度では、各メンバーが現状の研究成果をもとに以下の論考を執筆し、さらにそれらを英訳して公開した。当面、これらを全世界に配信しつつ、さらなるフィードバックを受けて、さらに本調査研究の精緻化に務めたい。また、その過程で本運営シンクタンクの研究、ネットワークなどの強化、またそれによって日本国内における外交・安全保障における認識の拡大、日本の主張の世界への発信にも努めていきたい。

●「多中心的な海洋秩序の構想—包括的で効果的なガバナンス・システムは可能か—」

西谷 真規子 神戸大学教授

●「国際的な海洋世論の中でのブルーカーボン」

渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員

●「海洋安全保障試論—マルチレベルからのアプローチに注目して—」

小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員

●「生物多様性保全と水産資源管理から考える海洋研究の今後」

石川 智士 東海大学海洋学部教授

●「中国海警法の制定と日本の対応」

坂元 茂樹 同志社大学教授・神戸大学名誉教授

●「船の国籍・船会社の国籍」

合田 浩之 東海大学教授

●「『生きている条約 (living treaty)』としての国連海洋法条約」

坂元 茂樹 同志社大学教授・神戸大学名誉教授

なお、本事業では、日本のポリシーサークルの裾野を広げ、国内における国際政治への理解の増進、また国際社会における日本の発信力強化に資するべく、事業体制においては、現在および今後有望な著名な研究者をメンバーにしているが、その中で全体の60%を40代以下の研究者、また50%を首都圏以外に在住している研究者からなる体制を組織して実施している。また、ジェンダーバランスも重視して体制をとっており、今後の日本社会にとって極めて有益な事業を実施しているといえよう。

第7号様式/第8号様式 別紙1（事業実施体制の詳細）

事業を実施するための人的体制、それぞれの役割分担等を記載のこと。若手にカウントしている研究者については年齢を記載すること。また、女性研究者、首都圏以外の研究者にカウントしている場合はそれを分かるようにすること。

必要に応じ、それぞれの経験、能力等を示す資料を別添可。複数のグループを設ける場合はその旨も分かりやすく記載のこと。

（※）年齢・性別は評価の際の参考情報として記載するものであり、対外公表はしない。

事業実施体制			
事業総括、グループ リーダー、研究担 当、渉外担当、経理 担当等の別	氏名	所属機関・部局・職	役割分担
事業総括者	渡辺 まゆ	日本国際フォーラム理事 長	事業全体の総括
主査	伊藤 剛	明治大学政治経済学部教 授	研究全体の総括
研究顧問	坂元 茂樹	同志社大学教授	研究への助言
メンバー	石川 智士	東海大学教授	海洋開発／環境問題
メンバー	合田 浩之	東海大学教授	海運、海洋ビジネス 等
メンバー	小森 雄太	笹川平和財団海洋政策研 究所研究員	海洋問題全般
メンバー	手賀 裕輔	二松学舎大学准教授	東アジア国際関係
メンバー	西谷真規子	神戸大学教授	国際世論
メンバー	渡邊 敦	笹川平和財団海洋政策研 究所研究員	海洋問題全般
メンバー	渡辺 紫乃	上智大学教授 長	中国政治

事業推進管理	菊池 誉名	日本国際フォーラム理事・主任研究員	事業の推進管理
運営担当	高畑 洋平	日本国際フォーラム主任研究員	事業の推進
運営担当	伊藤和歌子	日本国際フォーラム特別研究員	事業の推進
運営担当	大矢 実	日本国際フォーラム研究員	事業の推進
運営（経理）担当	伊藤 将憲	日本国際フォーラム事務局長	事業の会計管理

1. 基礎的情報収集・調査研究

本事業では、基礎的情報収集・調査研究として、研究メンバーおよび外部専門家、省庁関係者などによるゲストをお招きして、本事業テーマに基づいて報告および議論を行う「定例研究会」を以下のとおり6回実施した。

なお、定例研究会合での報告の概要などは『海洋秩序構築の多面的展開—海洋「世論」の創成と拡大に向けて報告書』にて掲載し、公開している。

【定例研究会合】

第1回定例研究会合

- 日時、場所：2020年7月6日12時30分～14時30分、
日本国際フォーラム「会議室」での対面およびオンライン形式を併用
- テーマ：研究方針について協議など
- 参加者：伊藤 剛 JFIR 上席研究員／明治大学教授
坂元 茂樹 同志社大学教授
石川 智士 東海大学教授
小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員
西谷真規子 神戸大学教授
山田 吉彦 東海大学教授
渡辺 紫乃 上智大学教授など総勢10名
- 議論／研究内容の概要：
伊藤剛主査より事業テーマの趣旨および今後の調査・研究方針などが報告され、出席者との間で意見交換がなされた。



伊藤剛主査

第2回定例研究会合

- 日時、場所：2020年8月7日18時～20時
日本国際フォーラム「会議室」での対面およびオンライン形式を併用
- テーマ：坂元茂樹同志社大学教授の報告、自由討議など
- 参加者：伊藤 剛 JFIR 上席研究員／明治大学教授
坂元 茂樹 同志社大学教授
石川 智士 東海大学教授
小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員
西谷真規子 神戸大学教授
山田 吉彦 東海大学教授
渡辺 紫乃 上智大学教授など総勢12名
- 議論／研究内容の概要：
坂元茂樹同志社大学教授より「『生きている条約 (living treaty)』としての国連海洋法条約」をテーマに報告が行われ、と題して報告を受け、その後全体で協



坂元茂樹教授

議を行った。坂元顧問の報告の主な内容は以下のとおり。

国際法の現状をみると、条約による国際法の形成は依然として活発であり、規範の洪水とも呼べる現象が生じている。この結果として、国際法の断片化の恐れが指摘されている。近年では、海洋法に基づく法執行にあたり人権法の観点から課題がある。また、不法移民や難民への対処において、保護義務の空間的限定（領海を含む領域）を行う国家と人権保護の拡大の実現との間で緊張関係が生じている。こうしたことから、海洋法に基づく対応は、人権法上の要請に適合することも求められている。

近年、条約の成長や「生きている条約」論に関する議論が拡大している。UNCLOS においても、実施協定の締結を通じて現代的な課題へ対応する（成長する）ようになっている。また、UNCLOS 自体を改正せず、条約外における国際海事機関（IMO）の規則・基準の発展を取り込める構造にもなっており、「生きている」条約なのである。

しかし、起草時に想定していなかった MGR の開発問題等に関して、各国の利害関係が複雑化したことで、これまでと異なる問題も生じている。また、条約交渉において、各国の担当者の専門分野が異なることで共通言語を見いだせない状況になっている。

複数の条約が同一事項について競合して規律し、かつ、条約ごとに異なる紛争解決機関を指定することにより、複数の紛争解決機関が法の解釈適用について異なる判断を出す可能性がある。また、CBD と UNCLOS が並存する状況では、どちらの価値を優先すべきかの問題も生じるため、今後対応が求められる。

中国の海洋進出に関して考える場合、国際法を無視すべきだとは中国自身も考えているわけではない。今後議論すべき点として、海洋プラスチックごみへの対応（マルチの問題）と尖閣諸島のような領域紛争への対応（バイの問題）への世論形成は同じ次元で語れるか考える必要がある。また、領有権の争いのようなバイの問題について、日本は従来の対処の仕方でのよいのか考える必要がある。

第3回定例研究会合

- 日時、場所：2020年9月14日16時～18時

日本国際フォーラム「会議室」での対面およびオンライン形式を併用

- テーマ：渡邊敦笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員の報告、自由討議など

- 参加者：伊藤 剛 JFIR 上席研究員／明治大学教授
坂元 茂樹 同志社大学教授
石川 智士 東海大学教授
小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員
西谷真規子 神戸大学教授
山田 吉彦 東海大学教授
渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員
渡辺 紫乃 上智大学教授など総勢14名



- 議論／研究内容の概要：

報告する渡邊敦主任研究員

渡邊敦笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員より「沿岸環境価値の持続可能な利用を通じたブルーエコノミー実現に向けて」と題して報告を受け、その後全体で協議を行った。渡邊メンバーの報告の主な内容は以下のとおり。

ブルーエコノミー（以下、BE という）に関しては、2010 年代半ばから国際的に活発な議論がなされてきた。BE とは、海洋および海洋資源の持続可能な利用を社会経済発展と調和的に推進する概念、施策あるいはそのツールである。SIDS や LDC 諸国の持続可能な海洋経済の発展に貢献することも重要な中心テーマであり、BE は SDGs の相乗的達成につながる。ジャパンプルーエコノミー技術研究組合（JBE）では、4 つの方法論①環境価値の定量的評価（科学的方法論）、②新たな資金メカニズムの導入（経済的方法論）、③環境価値の創造と増殖（技術的方法論）、④社会的コンセンサス形成（社会的方法論）を開発しながら研究を進めている。

ブルーカーボン（以下、BC という）の保全は、BE の基盤である。BC は、SDGs に対する正の影響が強く、目標達成に繋がる。BC 生態系を活用した例として、岡山県備前市の活動が挙げられる。備前市は、国の施策（法整備）と地域の取り組み（漁業者等による再生活動や教育）を通じて、減少したアマモを回復させ、モデルケースとして外部へ発信している。

JBE の将来的な出口戦略として、パリ協定の NDC として BC を反映させることが中長期的目標である。方向性として、BC の反映に積極的な豪州との連携や、海藻の BC 導入に向けたアジア地域での連携強化が重要である。

第 4 回定例研究会合

- 日時、場所：2020 年 11 月 17 日 19 時～21 時、

日本国際フォーラム「会議室」での対面およびオンライン形式を併用

- テーマ：合田浩之東海大学教授の報告、自由討議など

- 参加者：伊藤 剛 JFIR 上席研究員／明治大学教授
坂元 茂樹 同志社大学教授
石川 智士 東海大学教授
合田 浩之 東海大学教授
小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員
西谷真規子 神戸大学教授
山田 吉彦 東海大学教授
渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員

他外務省からのゲストなど総勢 26 名

- 議論／研究内容の概要：

合田浩之東海大学教授より「船の船籍・船会社の国籍」と題して報告を受け、その後全体で協議を行った。合田教授の報告の主な内容は以下のとおり。

海洋安全保障を考えるうえで船の国籍や船会社の国籍も重要な点である。日本商船隊は、日本のオペレーターが運行管理する船であり、日本籍船は保有形態全体の 11.3%に過ぎず、66.4%は便宜置籍船（置籍国の半分以上はパナマ）である。日本の商船隊が世界の商船隊に占めるシェアは 11.5%であり、国力の 2 倍ほどプレゼンスがある。しかし、日本商船隊のなかには外国企業から用船している場合もある。それ以外に、日本の会社が所有しているものの、自分たちではオペレーションしていない船もあり、これらは日本商船隊に含まれない（日本の船会社の船の 45%）。

便宜置籍船が行われる理由として、外国人船員を自由に配乗でき、船籍国による船主へのサービス、金融機関にとって都合の良い抵当権制度等があり、トン数比例税制など税制政策によって促さ



報告する合田浩之教授

れている。日本においても希望する場合、日本船舶および準日本船舶を対象としたトン数比例税制が適用されているが、適用される会社には日本船籍および日本人船員の増加が義務付けられている。しかし、近年では経済的メリットはなく、負担額の方が大きい。日本商船隊に乗り組む船員のうち、フィリピン人が7割を占めている。日本船籍船に外国籍の船員が配乗する場合、海外貸渡し方式あるいは全日本海員組合との協議によって認められた場合、全乗（一人も日本人が乗らない）の場合もある。コンテナ船の運航会社の実情として、シンガポールに配船・運行管理・採算管理の会社を置いて営業している。つまり、便宜置籍船を利用し、船舶管理はシンガポールの子会社が担当し、フィリピン人やインド人船長のもと、フィリピン人船員がマンニングする形態となっている。

第5回定例研究会合

- 日時、場所：2020年12月14日18時～20時、

日本国際フォーラム「会議室」での対面およびオンライン形式を併用

- テーマ：渡邊昭夫東京大学名誉教授の報告、自由討議など

- 参加者：伊藤 剛 JFIR 上席研究員／明治大学教授

坂元 茂樹 同志社大学教授

石川 智士 東海大学教授

合田 浩之 東海大学教授

小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員

西谷真規子 神戸大学教授

山田 吉彦 東海大学教授

渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員

渡辺 紫乃 上智大学教授

他外務省からのゲストなど総勢20名

- 議論／研究内容の概要：

渡邊昭夫東京大学名誉教授より「望ましい海洋空間の創出へ向けて」と題して報告を受け、その後全体で協議を行った。渡邊名誉教授の報告の主な内容は以下のとおり。

国際社会の秩序は大きな戦争を画期として変動してきたが、そのなかで日本外交150年は4つの局面に分けられる。第1はナポレオン戦争後のウィーン会議であり、日本は後からその体制のなかに入った。第2の局面は第一次世界大戦後のベルサイユ会議であり、日本は戦勝国として戦後の国際秩序形成に加わった。第3は第二次世界大戦後のサンフランシスコ講和会議であり、敗戦国として戦後国際秩序の形成に直面し、戦後外交が始まった。第3の局面の変動は冷戦という東西対立に始まり、9・11後になって主要国間の争いではなく、国家間で協力してテロに対処するようになった。その下で、グローバリズムの進展およびそれに対する反発が見られ、近年ではコロナという新たな脅威に立ち向かうこととなった。理屈の上で、人類共通の脅威に対して協調して対処する方向に向かうはずであるが、実際はDIYers(自国のことは自国で)という協調とは真逆の方向に進んでいる。

そのなかで、アジア太平洋地域は環太平洋協力（大平・カーター）に始まり、近年では「自由で開かれたインド・太平洋（FOIP）」（安倍・トランプ）が叫ばれるようになった。しかし、菅政権では「平和で繁栄したインド・太平洋」（菅・バイデン）という表現になり、それが今後定着していくのか注視する必要がある。



渡邊昭夫名誉教授

実際に地域で生じているものとして、QUAD（日米豪印）が協力して FOIP のもと秩序を形成しようとしてきた。これは中国から見た場合中国包囲網になる。加えて、この地域の秩序を考えた場合、ASEAN や太平洋の島嶼国（PIN）も重要なメンバーになってくる。実際歴史的にも、中曽根政権期に太平洋島嶼国との関係を構築するために倉成ドクトリンが出され、民間からも島嶼国に対する援助政策（Pacific Aid Initiative: PAI）の提言がなされるなど、これらの国々の重要性が指摘されてきた。

地域諸国が公共財という観点からアジア太平洋の地域秩序について考えた場合、知識人との関係も重要になってくる。例えば、欧州のように国家間に対立していても、知識人との交流を深めることで「知の共同体」というものが形成されている。アジアの場合、そのような知的な共同空間が必要であろう。その場合、歴史が重要になり、列国史ではなくアジア・太平洋史というものを持つ必要がある。FOIP を考えた場合、国際法に基づくということが重視されているが、より積極的に国際公共財という考えを中心にすべきである。しかし、国際公共財のなかでも特に軍事力が関わる場合、中国はその公共財を対中包囲網と捉えている。軍事力に関して言えば、米国が全責任を負ってこの地域をまとめていく時代ではなく、中国を加えた形で協調体制を構築する必要がある。

第 6 回定例研究会合

- 日時、場所：2020 年 12 月 18 日 16 時～19 時、

日本国際フォーラム「会議室」での対面およびオンライン形式を併用

- テーマ：佐藤考一桜美林大学教授より報告、自由討議など

- 参加者：伊藤 剛 JFIR 上席研究員／明治大学教授

坂元 茂樹 同志社大学教授

石川 智士 東海大学教授

合田 浩之 東海大学教授

鎌江 一平 明治大学国際関係研究所研究員

小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員

西谷真規子 神戸大学教授

山田 吉彦 東海大学教授

渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員

渡辺 紫乃 上智大学教授

佐藤 考一 桜美林大学教授

他外務省からのゲストなど総勢 21 名

- 議論／研究内容の概要：

佐藤考一桜美林大学教授より「南シナ海紛争の現状とアメリカ・日本」と題して報告を受け、その後全体で協議を行った。佐藤教授の報告の主な内容は以下のとおり。

中国は、漁業資源・エネルギー資源・戦略潜水艦の活動上の必要から南シナ海に進出している。漁業資源に関して言えば、南シナ海で毎年 1 千万トンほどの水揚げがあるが、中国において最大の水揚げは南シナ海ではなく東シナ海である。南シナ海のエネルギー資源に関して言えば、石油および天然ガス資源量に関する中国の見積もりと米国の見積もりとの間には約 20 倍の差があり、明確な数値は明らかでないが、大きな数値を掲げている中国側のデータを挙げるなら、最大 2200 億バレルの原油と 2000 兆立方フィートの天然ガスがあることになっている。また、南シナ海進出の背



佐藤考一教授

景として対米核抑止（戦略潜水艦の活動）の必要性もあり、南シナ海は深度のある海域であるため中国の戦略原潜にとって重要である。中国の政策は、宣戦布告なくこれらのものを得ようとする膨張政策と言える。南シナ海で起きている事象はいずれ東シナ海でも起こり得ることに注意すべきである。

南シナ海紛争の現状として、2009 年頃から 8 つの島礁を埋立て、3 か所に滑走路を建設しているが、地耐力の問題などと推定される理由から埋立てを中止した島礁もある。台湾や ASEAN 諸国もそれぞれが支配する島礁に滑走路を建設している。スカボロー礁に関して言えば、中国の埋め立て計画に対してオバマ大統領が警告を示した（Obama's Redline）との報道もあり、現状埋立てを行っていない。中国海軍はスプラトリー諸島の南端のジェームズ暗礁等でも演習を行っている。また、パラセル諸島などに地対空ミサイルを設置するとともに、中国本土から対艦弾道ミサイルを発射するなどし、海軍艦隊と組み合わせて運用し始めている（J・ホームズのいう要塞艦隊的な運用）。中国海警は、島礁の警備と、中国の資源開発探査船や漁船の護衛、ASEAN 諸国の資源開発の妨害などを行っているが、3 分局から 6 分局に拡大したように見える。また、海上民兵の漁船も多く（サイズ平均 550t）、それらは島礁の周辺で活動し、周辺海域の偵察や ASEAN 諸国の漁船の操業に圧力をかけている。ASEAN 諸国の海上法執行機関の船艇も活動しているものの、中国海警より小型なため対抗ができておらず、場合によってフリゲート艦やコルベット艦等の軍艦で対抗している。米国海軍は FONOP を実施するとともに、単独演習や日米豪の合同演習を実施している。しかし、こうした各国の行動の活発化で、サンゴ環礁での座礁事件も増えている。また、中国が海南島に潜水艦の海底基地を 2008 年に建設し、運用していることも明らかになっている。

ASEAN の会議外交に関して言えば、東南アジア友好協力条約(TAC)の高等評議会による紛争解決メカニズムは機能しておらず、中国は会議外交の政策決定方式の特徴である全会一致制を利用して、自国に不利な政策決定を、中国寄りのカンボジア・ラオスを使って阻むなどして行動規範の無力化を狙っている。2016 年の仲裁裁判所の裁定はフィリピン側の勝利であったが、その後のフィリピン側の対応は中国に接近したり離れたりするなど揺らいでいる。他の ASEAN 諸国においては、ベトナムが南シナ海問題で中国に抵抗しているが、陸上国境やトンキン湾の国境線に影響しないような対応をしている。マレーシアは、海において中国と対立しても経済協力を進めるなどしたたかな外交を行っている。フィリピンは、中国との間で天然ガス田に関して共同開発の可能性を示している。これがまとまった場合、中比の共同開発を護衛することを口実に、中国海警船艇や海上民兵の乗った中国漁船が、大手を振って共同開発海域に入ってくる可能性がある。そうすると、競合するベトナムの権益は無視されることになる。そうすると ASEAN 諸国の外交は、親米・親中に二極化する可能性がある。

米軍の軍事戦略に関して言えば、2007 年に協調的戦略として、南シナ海に限らず海軍・海兵隊・沿岸警備隊を合同で動かすことで国防と法執行とを連携させようとした（テロ・海賊対策・環境問題）。現在の米国と ASEAN との間の海上演習（maritime exercise）もこうした発想のもとで行われている。また米軍は、2018 年に紛争への対応として競争継続概念を導入している（対中国）。さらにインド・太平洋の大国間競争などへ対応することを目的に海兵隊を再編し、強化しようとしている。こうした背景のもと、日本政府も、日米豪印の協力や、海上自衛隊および海上保安庁の外洋への展開を進めている。

公海航行の自由は、もしこれを定期的に行使しなければ通行権は効力を失する。航行の自由作戦をやめた場合、中国がセルデンの亡霊を甦らせることになる。また、海の予防外交（予防展開）を実施すべきであり、南シナ海での合同演習や FONOP への参加、海洋状況認識(MSA)の強化が必

要である。日本は、ASEAN との協力の一環として、ASEAN に海洋安全保障情報共有センターを設立すべきである。

2. 諸外国シンクタンク・有識者との討論等の実施

本事業では、諸外国シンクタンク・有識者との討論等として、以下のとおり計2回の一般公開による国際セミナーおよびシンポジウムを海外シンクタンク等と共催で実施した。

なお、これらかく会合での報告の概要などは別添『海洋秩序構築の多面的展開—海洋「世論」の創成と拡大に向けて報告書』を参照。

「国際セミナー：日中海洋問題の出口を探る」の共催

- 日時、場所 2021年3月19日 15:00-17:00、オンライン形式
- 共催：日本国際フォーラム（JFIR）、上海時代経済発展研究院上海海洋フォーラム
- 公開
- テーマ：日中海洋問題の出口を探る
- プログラム



日本国際フォーラム (JFIR)
上海時代経済発展研究院上海海洋フォーラム (SOF)
共催

国際セミナー
日中海洋問題の出口を探る
Zoom Webinar

2021年3月19日 (金)
15:00-17:00
(ZOOM開室は14:50から)

伊藤 剛 坂元 茂樹 益尾 知佐子

金 永明 管 建強 陳 子雷 郁 志榮

JFIR-SOF
ONLINE

Japan Forum on International Relations (JFIR)
Shanghai Ocean Forum (SOF)

International Seminar



国際セミナー
「日中海洋問題の出口を探る」

議長
伊藤 剛 日本国際フォーラム理事・上席研究員 / 明治大学教授

●開会挨拶
石垣 泰司 日本国際フォーラム評議員
金 永明 上海時代経済発展研究院上海海洋フォーラム主任 / 中国海洋大学教授

●報告
「中日間の海事紛争の平和的解決に向けて」
管 建強 華東政法大学国際法学院教授 / 軍事法研究センター主任

「『中国海警法』が導く国際秩序の分断」
益尾 知佐子 九州大学准教授

「『中国海警法』に対する中国の視点」
郁 志榮 中国海洋発展研究センター研究員

「『中国海警法』に対する日本の視点」
坂元 茂樹 同志社大学教授 / 神戸大学名誉教授

●討論

●総括
陳 子雷 上海時代経済発展研究院院長 / 上海對外経貿大学教授
伊藤 剛 日本国際フォーラム理事・上席研究員 / 明治大学教授

JFIR-SOF
ONLINE

Japan Forum on International Relations (JFIR)
Shanghai Ocean Forum (SOF)

●参加者：

【パネリスト】8名

石垣 泰司 日本国際フォーラム評議員

伊藤 剛 日本国際フォーラム上席研究員 / 明治大学教授
益尾知佐子 九州大学准教授
坂元 茂樹 同志社大学教授／神戸大学名誉教授
金 永明 上海時代経済発展研究院上海海洋フォーラム主任 / 中国海洋大学教授
管 建強 華東政法大学国際法学院教授 / 軍事法研究センター主任
郁 志栄 中国海洋発展研究センター研究員
陳 子雷 上海時代掲載発展研究院院長 / 上海對外經貿大学教授

【視聴者】約 50 名

●議論／研究内容の概要：

日中双方から 2 名ずつの計 4 名の報告者が、「中日間の海事紛争の平和的解決に向けて」、「『中国海警法』が導く国際秩序の分断」、「『中国海警法』に対する中国の視点」、「『中国海警法』に対する日本の視点」をテーマに報告を行い、その後視聴者からの質問を受け付けつつ全体討議を行った。主な発言内容は以下のとおりである。

・日中双方とも海の秩序が重要であるという認識では一致している。論点となるべきは、主権の範囲をどうするのか、あるいは実際に誰が海上の安定を担う主体となるのかなど領域と主体に関わる問題についてであろう。また、管轄権あるいは管轄水域が定義するものについても不明であることも論点であろう。（日本側）

・仮に中国が主張するように 2016 年の仲裁判決が違法かつ無効であろうとも、国連海洋法条約に従い判決には既判力がある。したがって、判決内容が受け入れがたい内容であっても、中国は順守しなければならない。例えば、日本は国際司法裁判所において南極海捕鯨事件で敗訴した。国際司法裁判所の解釈について日本として反対する点があるものの、国際司法裁判所規程によって拘束力があるため判決を受け入れている。判決の内容が違法、あるいは誤った解釈であったとしても判決に既判力があるという点では、国際司法裁判所だろうが国連海洋法条約に基づく仲裁裁判の場合であろうが同じである。（日本側）

・仲裁判決を中国が何故受け入れないかに関して言えば、中国に不利な判決ゆえに受け入れないということではない。判決が行われるなかで、管轄権がないことを絶えず主張してきた。国際法の法廷では、判決を出すか出さないかの過程で管轄権が重要であり、それがなければ判決を出すことはできない。海洋法のなかでいくつかの規定があり、平和の手段を用いるということ、そして締約国が紛争を解決できない場合に調停手続きに入るということである。平和的な手続きというのが重要である。中国とフィリピンの間トラブルに関して言えば、まず締約国は仲裁管轄というのを排除することができる。2002 年に中国は東南アジア諸国との間で「南シナ海行動宣言」を採択した。その 4 条において、各国は国際法の原則を基に友好協議・交渉を申し入れることができる。つまり、平和的手段（交渉・協議、あるいは法律的手段）で解決を図るということである。このように、中国は周辺国と平和的手段で解決を図ることを約束している。（中国側）

・海警が管轄海域および上空において法執行を行うことに関して、日本側から管轄権の問題を懸念する意見があった。海洋法の視点から海洋について管轄することは問題なく、上空は関係ない話であろう。領海において軍艦や民間船舶の無害通航権があり、EEZ にも航行の自由がある。接続水域では明確な規定はない。海警法に関して言えば、中国の領海および管轄海域、その上空において法執行を行うこと自体は争う点はないはずだが、接続水域においては税関や税収等に関する管轄権がある。さらに、EEZ や大陸棚について沿岸国が享受する主権の範囲のなかで管轄権があると見るべきである。海警法では、EEZ の上空において管轄権があると明確に規定していない。もし空間に関

して管理することがあるかと問われれば、絶対にないとは言い切れない。例えば、狭義の解釈になるが、飛行物体を備えた船舶が違法行為を行い、その場から逃げようとしていたならば、海空両方に法執行が及ぶことはあり得ると考えられる。(中国側)



● 諸外

議論を深める日中双方のパネリストたち

国シ

ンクタンク・有識者との連携の度合い（人脈構築、意見交換、研究者派遣・受入れ（常駐）、共同研究等）

「中国海警法」という時宜を得たテーマについて、中国の専門家と共催でセミナーを開催し、忌憚のない意見交換をできたことは非常に有益であった。当方が、長年にわたり中国のシンクタンクとの間で真摯に議論を積み重ねてきたことで、相互に信頼をしている間柄であるために実現できたといえる。当日の議論では、海警法について日中双方の認識が一致することはなかったが、こうした機微な問題についても議論することができたこと自体が特筆すべきことといえる。またこうした議論の積み重ねにより、当方の中国側との対話のパイプとしての役割をますます確立することになった。また、日中双方の第一人者、中堅の研究者が参加して討論を行うことで、幅広い年齢層の研究者間の連携を高めることができた。なお、上海時代経済発展研究院上海海洋フォーラムとは、今後も日中間の様々な問題について、定期的に非公開、公開の会合を行い、かつ研究交流を行っていくことが確認された。また同機関を通じて、日本側の海警法に対する認識、主張、懸念などを中国政府に伝えることにも大いに寄与することができた。他に、上述の議論の要約は、ホームページで公開され、さらに印刷物である『日本国際フォーラム会報』、購読1万人のメールマガジンである『メルマガ日本国際フォーラム』などでも積極的に配信している。このように本事業は、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進とともに、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画にも寄与することができた。

国際シンポジウム「海は誰のものか!：循環型海洋秩序の形成と発展」の共催

- 日時、場所 2021年3月26日18時～20時、オンライン形式
- 共催：日本国際フォーラム（JFIR）、タイ・シーナカリンウィロート大学、フィリピン大学アジアセンター
- 公開
- テーマ：国際シンポジウム「海は誰のものか!：循環型海洋秩序の形成と発展」
- プログラム



国際シンポジウム
2021年3月26日(金)
18:00-20:00
Zoomウェビナー

海は誰のものか!
循環型海洋秩序の形成と発展

日本国際フォーラム（JFIR）
タイ・シーナカリンウィロート大学
フィリピン大学アジアセンター
共催





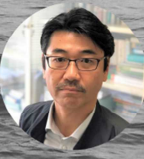
議長
伊藤 剛
JFIR 主席研究員/明治大学教授



渡邊 敦
笹川平和財団海洋政策研究所
主任研究員
東アジア域でのブルーカーボン政策の特徴



ライリャン・フック
ISEAS-ユソフ・イサーク研究所 研究員
進化する地域ダイナミクスと認識の中での
アジアの養殖漁業協力



石川 智士
東海大学教授
持続的な沿岸生態系利用に必要な
今後の海洋研究と国際協力



ジョフ・サンタリタ
フィリピン大学アジア研究所長・教授
海洋再生可能エネルギー：アジア太平洋地域に
おけるパートナーシップの可能性

登壇者

●参加者：

【パネリスト】5名

伊藤 剛 日本国際フォーラム 主席研究員 / 明治大学教授

渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所 主任研究員

石川 智士 東海大学教授

Lye Liang FOOK ISEAS-ユソフ・イサーク研究所 研究員

Joefe SANTARITA フィリピン大学アジア研究所長

【視聴者】約 92 名

●議論／研究内容の概要：

4名の報告者から、「東アジア域でのブルーカーボン政策の特徴」、「進化する地域ダイナミクスと

認識の中でのアジアの養殖魚業協」、「持続的な沿岸生態系利用に必要な今後の海洋研究と国際協力」、「海洋再生可能エネルギー：アジア太平洋地域におけるパートナーシップの可能」をテーマに報告を行い、その後視聴者からの質問を受け付けつつ全体討議を行った。主な発言内容は以下のとおりである。

・実質排出ゼロ（ネットゼロエミッション）の社会を目指すうえで、今後5～10年の間ブルーカーボン（BC）政策を日本のみならず世界各国で加速させる必要がある。日本においては、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合の活動等を通じて2025年までにBCを温室効果ガスのインベントリに登録するように制度や法律を整備する必要がある。こうした事例を東アジア域やBCに関心のある各国と協力しながら、各地にあった形で持続可能な社会・経済を実現する政策につなげることが重要である。

・日本では、クロマグロやサケ、マス、フグなどについて、複数の企業がこれらを内陸で養殖し成功し始めている。それとともに、養殖に対する懸念を払しょくすることもできている。日本企業の養殖での成功例を生かすことができれば、東南アジア諸国にもプラスになる。日本は長年にわたって知見を有しており、東南アジア諸国の多くが養殖の魚を輸出している。また、養殖される魚介類は東南アジア諸国において主要なタンパク源である。生産を大規模化することによって、輸出収入を増やすことができる。こうしたことから、温度管理や効率性、抗生物質の非使用、物流など養殖プロセスの分野における改善に関して、日本との協力の可能性が考えられる。最終的には、統一されたガイドラインや規格を推進することが重要であろう。資金や人材に関しても日本はフロントランナーであるが、協力を通じて日本の高いイメージをさらに高めることができるであろう。また、東南アジアの食糧安全保障にも貢献可能となる。内陸での養殖が盛んになれば、東南アジアの漁民が海洋に出ることも減り、南シナ海において中国漁船との衝突の可能性も減るかもしれない。海洋での漁業が減れば、環境保護区域を設定できるようになり、中国漁船が環境保護区域において活動できなくなる可能性もある。

・持続可能な海洋における生産のためには、沿岸における生態系の保全が欠かせない。沿海域は海洋全体ではわずかだが、生産性や季節多様性が高い。特に熱帯地域において、多くの人々が沿岸の生態系や漁業に依存して生活を営んでいる。このような活動は、食料の供給や所得手段として重要である。しかし、商業的漁業と比べて、小規模漁業は管理がしにくいという問題があり、総漁獲量も分かりにくい。標準的な漁業管理のためには統計データが必要だが、漁獲量や漁獲努力量が分かりにくい。小規模漁業の場合、資源量を評価するうえで、基本的な統計が得られないという問題がある。資源量の区別や変動を理解することがまず必要である。

・海洋再生可能エネルギーに関する協力の可能性に関して言えば、例えば、かつて太陽光には懐疑的な声もあったが、各国政府や民間が投資を行うことで改めて太陽光エネルギーに注目が集まっている。再生可能エネルギーは信頼性が高いこともあり、将来的にも入手可能な信頼できるエネルギー源である。空気を動かすよりも水を動かすことで得られる運動エネルギーの方がはるかに大きい。ため、巨大なエネルギーを派生させることができる。海洋エネルギーの技術を発展させることで、アジア太平洋地域の経済成長につながり、新たな雇用を生み出し、カーボンフットプリントの削減につながる。アジア太平洋地域のエネルギー不足にある国に対して、近隣国が支援することによって経済成長につなげることができ、エネルギーセクターの自給自足につながる。気候変動にも悪影響を与えないものであるため、多くのステークホルダーは再生可能エネルギーに注目すべきである。

●諸外国シンクタンク・有識者との連携の度合い（人脈構築、意見交換、研究者派遣・受入れ（常駐）、共同研究等）

タイ・シーナカリンウィロート大学、フィリピン大学アジアセンターと共催して一般公開による大型の国際シンポジウムを実施した。事前に広く案内を行い、当方ホームページ、日英メールマガジン、また国際安全保障学会、アジア政経学会など複数の学会、団体などのホームページやメーリングリストでも告知することで、広く本シンポジウム、当方機関や研究者への広報を行うことができた。当日は、海洋秩序の形成に重要な循環型の海洋環境を整えるために、日 ASEAN の間でいかなる協力を進めることが可能なのかについて、率直な討論を行うことができた。また、日 ASEAN 双方の第一人者、中堅（若手）の研究者が参加して討論を行うことで、幅広い年齢層の研究者間の連携を高めることができた。また、本シンポジウムを共催したタイ・シーナカリンウィロート大学、フィリピン大学アジアセンターとは、今後も海洋問題の各種の課題について、継続的に議論していくことが確認された。

3. 日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画

《論考の発表》

本事業では、前述のセミナーやシンポジウムの開催、またその成果の発信によって、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に寄与している。そのほかに、前述の研究会合などを含めた当方事業の成果を取りまとめて、研究メンバーにより以下計 7 本の論考を執筆し、ホームページにて公開するとともに、メールマガジンなどでも配信した。さらにそれらを英訳して、英語ホームページや英語メールマガジンなどでも配信し、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進とともに、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に寄与した。特にシンポジウムなど共催した中国および ASEAN 諸国に対して、日本の主張を伝えることに寄与することができた。また、海洋の諸課題である海洋秩序の維持、海洋国際法の遵守、海洋管理、海洋環境、海洋資源などの海洋分野の各種の関心を有する専門家はもちろんのこと、広く一般にその内容を認知させることにも大いに寄与することができた。

●「多中心的な海洋秩序の構想—包摂的で効果的なガバナンス・システムは可能か—」

西谷 真規子 神戸大学教授

●「国際的な海洋世論の中でのブルーカーボン」

渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員

●「海洋安全保障試論—マルチレベルからのアプローチに注目して—」

小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員

●「生物多様性保全と水産資源管理から考える海洋研究の今後」

石川 智士 東海大学海洋学部教授

●「中国海警法の制定と日本の対応」

坂元 茂樹 同志社大学教授・神戸大学名誉教授

●「船の国籍・船会社の国籍」

合田 浩之 東海大学教授

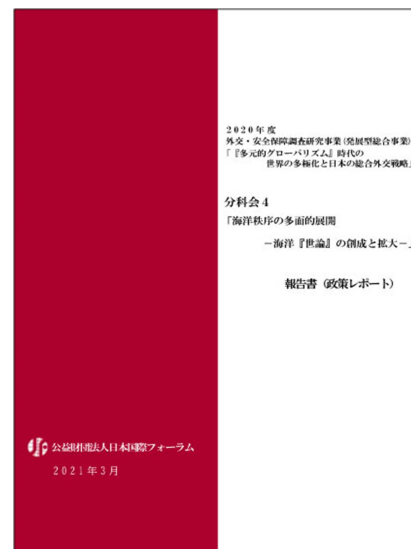
●「『『生きている条約（living treaty）』』としての国連海洋法条約」

坂元 茂樹 同志社大学教授・神戸大学名誉教授

《『報告書』刊行による事業成果の公開・発信》

本事業では、前述の各メンバーが執筆した「コメンタリー」のほか、各定例研究会の内容を記録したメモ、また中国およびASEANの研究機関と共催した各種のセミナー、シンポジウムなどの内容を記録したメモなどを収録した『海洋秩序構築の多面的展開—海洋「世論」の創成と拡大に向けて報告書』を刊行しホームページで公開するなどした。このように、本事業の詳細を積極的に公開することで、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進とともに、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に寄与した。

報告書



《日本語・英語ホームページおよびメールマガジン、機関紙『日本国際フォーラム会報』による事業成果の公開・発信》

「4. 国民の外交・安全保障問題に関する理解増進」箇所にて後述のとおり、当フォーラムは本事業の活動成果を問うフォーラムウェブサイトの特設ページを開設して公開し、また日本語・英語メールマガジン、機関紙『日本国際フォーラム会報』にて広く世の中に公開・発信を行い、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進とともに、日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に寄与した。

このように本事業では、本事業で実施した情報収集・調査分析、国内および海外の有識者、メディアなどとの討論、セミナー・シンポジウムなどの事業の成果として、各メンバーが日本語、英語にて

コメンタリーを執筆し、後述の「4. 国民の外交・安全保障問題に関する理解増進」で記載のとおりホームページや各種の広報を通じて適切に全世界に向けて発信を行った。また、それら当方主体の広報だけでなく、セミナー・シンポジウムなどを、中国側およびASEAN側シンクタンクと適切な協議のもとで共催することで、諸外国の視点を取り入れつつ日本の立場や見解を諸外国カウンターパートに深く理解させることにも寄与している。これらの成果から、本事業は日本の主張の世界への積極的発信と国際世論形成への参画に寄与している。

4. 国民の外交・安全保障問題に関する理解増進

本事業は、初年度において国民の外交・安全保障問題に関する理解増進に向けて以下の活動を行った。

《ホームページ、メールマガジン等による事業成果の公開・発信》

本事業の活動成果を国内外に広く無料発信すべく、当方のウェブサイト

(<https://www.jfir.or.jp>) 上に特設ページ「海洋秩序構築の多面的展開—海洋「世論」の創成と拡大に向けて」(<https://www.jfir.or.jp/j/info-research/2020/maritime.html>) を開設した。



公益財団法人 日本国際フォーラム
The Japan Forum on International Relations(JFIR)

English

[メルマガ登録](#) [お問合せ](#) [サイトマップ](#) [人材募集](#)

[ホーム](#) [日本国際フォーラムとは](#) [組織](#) [活動](#) [ご入会](#)

研究会「海洋秩序構築の多面的展開 —海洋『世論』の創成と拡大」



開設日：2021年2月10日 更新日：2021年3月1日

本研究会は、中国の積極的な海洋進出など、既存の海洋秩序の動揺に対して国際社会が有効に対処しきれていない中、従来のいわゆる「国際法アプローチ」に加え、「沿岸国の能力構築支援」、「海洋経済連携」、「海洋グローバル・イシューへの取組」などの新たな切り口から、国際的な海洋「世論」の創成に向けたわが国及び国際社会全体にとって望ましい海洋空間創出の糸口を探り、そのための方策を取りまとめようとするものである。

以上の目的を達成するために、本研究会は、以下のメンバーを中心に、調査・研究活動を実施している。

メンバー構成

主査	伊藤 剛	JFIR上席研究員／明治大学教授
顧問	坂元 茂樹	同志社大学教授／神戸大学名誉教授
メンバー	石川 智士	東海大学教授
	合田 浩之	東海大学教授
	小森 雄太	笹川平和財団海洋政策研究所研究員

本特設ページでは、冒頭で事業の目的を端的に説明し、以降「メンバー構成」、「コメンタリ

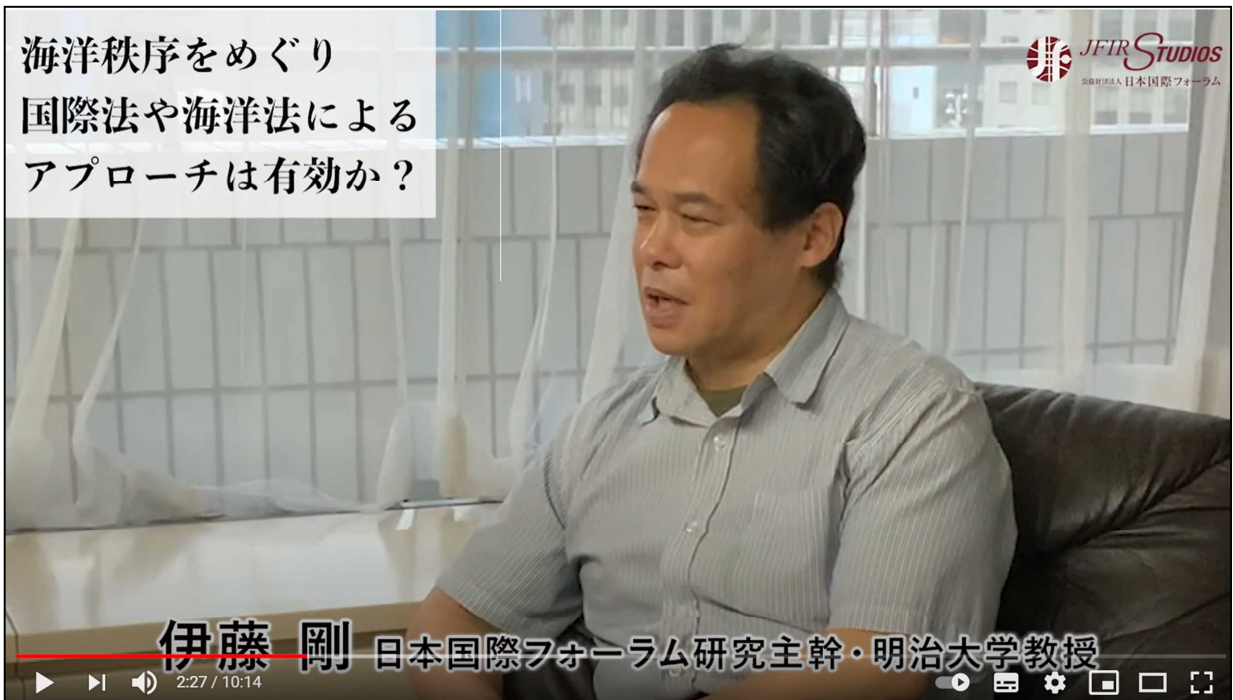
ー」、「活動日誌」、「報告」、「本研究会の紹介」、「政策提言」などの項目に分けて事業成果が掲載されている。

「メンバー構成」では、各メンバーの一覧を掲載し、事業にかかわる体制をわかりやすく掲載している。

メンバー構成		
主査	伊藤 剛	JFIR上席研究員／明治大学教授
顧問	坂元 茂樹	同志社大学教授／神戸大学名誉教授
メンバー	石川 智士	東海大学教授
	合田 浩之	東海大学教授
	小森 雄太	笹川平和財団海洋政策研究所研究員
	手賀 裕輔	二松学舎大学准教授
	西谷 真規子	神戸大学准教授
	山田 吉彦	東海大学教授
	渡邊 敦	笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員
	渡辺 紫乃	上智大学教授
-----less		

「本研究会の紹介」では、本事業の主査である伊藤剛教授が、分科会の目的のほか、本事業で焦点を当てている海洋について、「海洋秩序をめぐる国際法や海洋法によるアプローチは有効か?」、「『海洋世論』とは何か?」、「『自由で開かれたインド太平洋構想』は海洋秩序に貢献できるのか?」、「海洋世論をどう創成していくのか」などの内容について、最新の国際的状況を踏まえて解説をおこなっている。

海洋秩序をめぐり 国際法や海洋法による アプローチは有効か？



伊藤 剛 日本国際フォーラム研究主幹・明治大学教授

「コメンタリー」では、前述の各メンバーが執筆したコメンタリー（論考）を日付、タイトルなどとともに一覧にして掲載し、それぞれの論考をスムーズに閲覧できるようにしている。

コメンタリー

2021-02	多中心的な海洋秩序の構想 ー包摂的で効果的なガバナンス・システムは可能かー	西谷 真規子 神戸大学教授
2021-02	国際的な海洋世論の中でのブルーカーボン	渡邊 敦 笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員
2021-02	海洋安全保障試論 ーマルチレベルからのアプローチに注目してー	小森 雄太 笹川平和財団海洋政策研究所研究員
2021-02	生物多様性保全と水産資源管理から考える海洋研究の今後	石川 智士 東海大学海洋学部教授
2021-01	中国海警法の制定と日本の対応	坂元 茂樹 同志社大学教授・神戸大学名誉教授
2021-01	船の国籍・船会社の国籍	合田 浩之 東海大学教授
2020-08	「生きている条約（living treaty）」としての国連海洋法条約（論考）	坂元 茂樹 同志社大学教授・神戸大学名誉教授



研究会

国際的な海洋世論の中でのブルーカーボン

笹川平和財団海洋政策研究所主任研究員
渡邊 敦

1. はじめに

ブルーカーボンというのは比較的、新しい言葉で耳慣れない方も多いであろう。これは2009年に出版された国連環境計画（UNEP）の報告書^[1]（以下、UNEP報告書と呼ぶ）で初めて用いられた造語で、アマモに代表される海藻が作る藻場や塩性湿地、マングローブ林の様な沈水沿岸生態系が貯留、隔離する炭素を意味する。UNEP報告書が世に出て12年が経過した現在、気候変動対策の文脈で日本でもこの言葉を耳にする機会が少しずつ増えてきたと感じるが、一般国民への普及という意味ではまだまだ心許ない印象がある。

本稿はまず、UNEP報告書を契機に国際的な海洋世論、気候変動と海洋の科学および政策議論の中で、ブルーカーボンがどの様に発展したかを簡単に振り返る。続いて日本、米国、豪州および東アジアの国々がブルーカーボンを環境政策上どの様に位置付けているかを概観する。最後に最近の新しい科学的動向も視野に入れ、ブルーカーボンの国際的な議論を日本が主導していくために必要な視座をまとめたい。

2. 国際的な科学・政策議論の中でのブルーカーボンの進展

ブルーカーボンは上述の通り2009年のUNEP報告書で初めて使用された後、徐々に科学界での使用頻度が増えて来た。炭素に青い色がついているわけではないが、海洋が吸収する炭素を陸上の森林や植生が吸収、固定する炭素を意味するグリーンカーボンと区別するため、ブルーカーボンと名付けられた。UNEP報告書は海洋が50%強の二酸化炭素を吸収していることを指摘するとともに、その約半分が海洋の0.5%^[2]。このUNEP報告書が起爆剤となり、2010年には年に数報の論文が発表される程度だったが、2019年には年間150報以上の論文が発表されるようになった^[3]。2015年12月に第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）でパリ協定が採択されたが、そのことも影響してか2016年にはブルーカーボンに関する科学論文数が倍増した。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告書の中でブルーカーボンが扱われたことも、科学的に重要なマイルストーンになった。ブルーカーボンに関連するIPCCの報告書には重要なものが2つあり、1つは2013年発行の「2006年国別温暖化ガスインベントリ・ガイドラインに対する2013年追補：湿地」^[4]（以下、湿地ガイドライン）、もう1つは2019年9月に公開された「変化する気候下での海洋・雪氷圏に関するIPCC特別報告書」^[5]（以下SROCC報告書）である。湿地ガイドラインは、2010年に気候変動枠組条約（UNFCCC）から、泥炭地の再湿地化や回復に主眼を置いた湿地に関する算定法の明確化を求められ、IPCC下のタスクフォース内で翌2011年より作成に着手され、2013年に採択されたものである^[6]。これにより沿岸生態系の土壌中に蓄積したブルーカーボンを、CO2吸排出量として算出する方法論が示され、ブルーカーボンの政策反映への機運が高まったと考えられる。SROCC報告書では、沿岸域で二酸化炭素を吸収・固定・隔離するブルーカーボン生態系の保全・管理の改善が、海洋生態系を活用した気候変動緩和策として取り上げられており、UNEP報告書から10年を経て、ブルーカーボンに関する科学的知見が蓄積され、IPCCの中でブルーカーボンが取り扱われるに至ったという印象を受けた。

「活動日誌」および「報告」では、事業で実施した研究会合、セミナー、シンポジウムなどの主な活動を時系列に写真付きで一覧にし、さらにそれら会合で発表された講演内容やプレゼン資料などを掲載している。

活動日誌



2020年3月26日 国際シンポジウム「海は誰のものか!：循環型海洋秩序の形成と発展」

フィリピン大学アジアセンター等との共催で、国際シンポジウム「海は誰のものか!：循環型海洋秩序の形成と発展」をオンライン開催し、ライリャン・フックISEAS-ユソフ・イサーク研究所研究員、ジョフ・サンタリタ・フィリピン大学アジア研究所長、渡邊敦および石川智士メンバーから報告を受け、循環型海洋秩序形成に向け活発な討論を行った。



2020年3月19日 JFIR-SOF国際セミナー

上海時代経済発展研究院上海海洋フォーラム（SOF）との共催で、伊藤剛主査の議長のもと、SOFのメンバーと本プロジェクトメンバー、さらに益尾知佐子九州大学准教授、佐藤孝一桜美林大学教授などとの間で、「中国海警法」を巡る日中双方からの認識などについて活発な討論を行った。



2020年3月19日 国際セミナー「日中海洋問題の出口を探る」

上海時代経済発展研究院上海海洋フォーラム（SOF）との共催で、国際セミナー「日中海洋問題の出口を探る」をオンライン開催し、中国側から金永明SOF主任など、日本側から坂元茂樹メンバーなど、両国の海洋国際法の第一人者等をパネリストに、「中国海警法」を中心に海洋問題の出口をいかにして見出すことができるのか徹底討論した。



2020年12月18日 第6回研究会合

佐藤孝一桜美林大学教授より「南シナ海紛争の現状とアメリカ・日本」をテーマに報告が行われ、出席者21名との間で意見交換がなされた。



2020年12月14日 第5回研究会合

渡邊昭夫東京大学名誉教授より「望ましい海洋空間の創出へ向けて」をテーマに報告が行われ、出席者20名との間で意見交換がなされた。



2020年11月17日 第4回研究会合

合田浩之メンバーより「船の船籍・船会社の国籍」をテーマに報告が行われ、出席者26名との間で意見交換がなされた。



2020年9月14日 第3回研究会合

渡邊敦メンバーより「沿岸環境価値の持続可能な利用を通じたブルーエコノミー実現に向けて」をテーマに報告が行われ、出席者14名との間で意見交換がなされた。



2020年8月7日 第2回研究会合

坂元茂樹顧問より「『生きている条約 (living treaty) 』としての国連海洋法条約」をテーマに報告が行われ、出席者12名との間で意見交換がなされた。



研究会

「海洋秩序構築の多面的展開—海洋『世論』の創成と拡大」研究会 第2回定例研究会合メモ

2020年8月7日

公益財団法人 日本国際フォーラム



当フォーラムの「海洋世論の創出」研究会（主査：伊藤剛当フォーラム上席研究員・明治大学教授）は、さる8月7日、定例研究会をオンライン開催した。顧問の坂元茂樹同志社大学教授より、「『生きている条約（living treaty）』としての国連海洋法条約」と題して報告を受けたところ、その概要は以下のとおりである。

1. 日 時：2020年8月7日（火）18：00-20：00
2. 場 所：Zoomによるオンライン
3. 出席者：

【主 査】	伊藤 剛	JFIR上席研究員／明治大学教授
【顧 問】	坂元 茂樹	同志社大学教授
【メンバー】	石川 智士	東海大学教授
	鎌江 一平	明治大学国際関係研究所研究員
	小森 雄太	笹川平和財団海洋政策研究所研究員
	西谷 真規子	神戸大学教授
	山田 吉彦	東海大学教授
	渡辺 紫乃	上智大学教授（五十音順）
【JFIR】	渡辺 まゆ	理事長（ほか）

4. 協議概要

（1）坂元茂樹顧問による報告概要

国際法の現状をみると、条約による国際法の形成は依然として活発であり、規範の洪水とも呼べる現象が生じている。この結果として、国際法の断片化の恐れが指摘されている。近年では、海洋法に基づく法執行にあたり人権法の観点から課題がある。また、不法移民や難民への対処において、保護義務の空間的限定（領海を含む領域）を行う国家と人権保護の拡大の実現との間で緊張関係が生じている。こうしたことから、海洋法に基づく対応は、人権法上の要請に適合することも求められている。

近年、条約の成長や「生きている条約」論に関する議論が拡大している。UNCLOSにおいても、実施協定の締結を通じて現代的な課題へ対応する（成長する）ようになっている。また、UNCLOS自体を改正せず、条約外における国際海事機関（IMO）の規則・基準の発展を取り込める構造にもなっており、「生きている」条約なのである。

なお、同特設ページは、右のとおり英語版も作成し、当方の英語版ウェブサイト

(<https://www.jfir.or.jp/e/index.htm>)
で掲載されている。


THE JAPAN FORUM ON INTERNATIONAL RELATIONS, INC
公益財団法人 日本国際フォーラム

English

JFIR E-Letter ▶ Contact us ▶ SiteMap ▶

HOME About us Organization Activities

Japan and the World in the Age of 'Multilayer Globalism'

2020 to 2023



Release: December 18, 2020 Update: December 18, 2020

The basis of the existing international order, what can be defined as 'liberal globalism', has been challenged by non-liberal globalism promoted by the emerging powers including China, while 'techno-globalism' in which the humanity has never experienced are drastically transforming the society through AI and cyberspace. Thus, it can be regarded that the 21st Century world has entered 'the age of multilayer globalism'.

The liberal democracies including Japan are facing a historical issue of how effectively they could subsume the economic dynamism generated by the emerging powers while maintaining its universal values.

Under such perception, JFIR has established the three-year research project 'Japan's Diplomatic Strategy in the Age of 'Multilayer Globalism'' in 2020. The project consists of the 6 research branches listed below. The results made in/by the research branches will be updated in this website.

これらの特設ページについては、それぞれ全世界約1万人の登録者に配信している『メルマガ日本国際フォーラム』、『JFIR E-Letter』、また日本国内のオピニオン・リーダー等約3,000人に配布されている『日本国際フォーラム会報』などでも紹介し、発信している。

《日本語、英語メールマガジンによる事業の成果の公開・発信》

前述の当フォーラム特設ページで掲載したコメンタリー、会合メモなどの各種の更新内容、またシンポジウムなどの開催前にその案内等を、それぞれ全世界約1万人の登録者に配信している日本語メールマガジンの『メルマガ日本国際フォーラム』

(<https://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/mailmagazine.html>)、英語メールマガジンの『JFIR E-Letter』 (https://www.jfir.or.jp/e/e-letter/back_number.html) で配信を行った。

『メルマガ日本国際フォーラム』（2021年3-4月号／通算第101号）

『メルマガ日本国際フォーラム』（2021年3-4月号／通算第101号）
<https://www.jfir.or.jp>
2021年3月20日 公益財団法人日本国際フォーラム

ご挨拶

『メルマガ日本国際フォーラム』は、日本における外交国際問題に関する数少ない民間、非営利、独立、非党派のシンクタンクの一つである日本国際フォーラムの活動の最新状況を、なく当フォーラム内外の皆様にご報告することを目的として隔月で発行しております。

本メルマガは、購読無料であり、当フォーラム会員を中心として、これまでご縁のあった皆様にお届けしておりますが、配信停止を希望される方は、本メルマガ最下段にある[リンク](#)よりその旨をご連絡ください。

今回お届けする3-4月号では、下記の6つのニュースをお届けいたします。

代表理事・会長 伊藤 恵一
代表理事・理事長 渡辺 まゆ

- オンラインセミナー「バイデン・菅時代の日米と中国—COVID-19後を展望して」のご案内
- オンライン国際シンポジウム「海は誰のものか!：循環型海洋秩序の形成と発展」のご案内
- 「『多層的グローバリズム』時代の日本の総合外交戦略」各種研究会特設ページ開設さる
- 当フォーラム実施のセミナー、国際会議等の成果（動画、報告）公開さる
- 国際政経懇話会「ポスト・コロナのEU」（講師：伊藤さゆり氏）開催さる
- e-論壇「百花齊放」最近2ヵ月間の議論

3. 「『多層的グローバリズム』時代の日本の総合外交戦略」各種研究会特設ページ開設さる

当フォーラムは、2020年度より実施している大型研究プロジェクト「多層的 グローバリズム時代の日本の総合外交戦略」のもと、複数の研究会を組織して活動しておられますところ、このたび当フォーラムのホームページに、「ユーラシア・ダイナミズムと日本外交」、「米中覇権競争とインド太平洋地経学」、「海洋世論の創出」、「中国の対外行動分析枠組みの構築」研究会の特設ページをそれぞれ開設し、各研究会の活動内容（「メンバー構成」、「コメンタリー」、「活動日誌」、「報告」、「動画配信」等）を公開しましたので、ご覧下さい。

今後も随時、内容が更新されますので、どうぞ活用ください。

●特設ページ 研究会「ユーラシア・ダイナミズムと日本外交」
<https://www.jfir.or.jp/info-research/2020/geopolitics.html>

●特設ページ 研究会「米中覇権競争とインド太平洋地経学」
<https://www.jfir.or.jp/info-research/2020/geoeconomics.html>

●特設ページ 研究会「海洋世論の創出」
<https://www.jfir.or.jp/info-research/2020/maritime.html>

●特設ページ 研究会「中国の対外行動分析枠組みの構築」
<https://www.jfir.or.jp/info-research/2020/china.html>

The Japan Forum on International Relations(JFIR) E-Letter

April 20, 2021, Vol.13, No.2 (Issue 78)

<https://www.jfir.or.jp>

Greetings,

"The Japan Forum on International Relations (JFIR) E-Letter" is delivered electronically bimonthly, free of charge, to readers in the world interested in Japanese thinking on Japan's foreign policy and other related international affairs by the Japan Forum on International Relations (JFIR), private, non-profit, independent and non-partisan foreign policy think tank in Japan.

It will provide the global audience with our news on "JFIR COMMENTARY" and "JFIR UPDATES."

If you wish to unsubscribe, please enter your email address in the "unsubscribe" box at the following link: [unsubscribe](#)

ITO Kenichi, Chairman, JFIR
WATANABE Mayu, President, JFIR

"JFIR UPDATES"

"JFIR UPDATES" introduces to you latest events, announcements and/or publications of JFIR.

ANNOUNCEMENT

JFIR's Research Project on "Japan's Diplomatic Strategy in the Age of 'Multilayer Globalism'" Launched

JFIR has just launched a three-year research project (FY2020-2022) on "Japan's Diplomatic Strategy in the Age of 'Multilayer Globalism'." In recent years, "liberal globalism," basis of the current international order, has come to be challenged by "non-liberal globalism" pursued by China and other emerging countries. Besides, the world is increasingly interconnected by "techno-globalism" of an unprecedented scale. Under the circumstances, Japan and other advanced democracies are faced with a challenge of how to embrace effectively the economic dynamism generated by such emerging countries while maintaining the basic tenets of the current international order.

For an overview of this project, please refer to the following link:
https://www.jfir.or.jp/e/pdf/200420_pre.pdf

JFIR E-Letter

主な掲載実績は以下のとおりである。

「メルマガ日本国際フォーラム」

- 「オンライン国際シンポジウム『海は誰のものか!：循環型海洋秩序の形成と発展』」（3月26日開催）の案内状等を公開し、同シンポジウムの内容を紹介した。（「メルマガ日本国際フォーラム」101号）
- メンバー執筆の「コメンタリー」の他「動画配信」などについて、それらのリンクをつけて紹介した。（「メルマガ日本国際フォーラム」101号）
- ホームページ上で公開した定例研究会会合の第4回、5回、6回のメモについて、それらのリンクをつけて紹介した。（「メルマガ日本国際フォーラム」100号）
- ホームページ上に特設ページを開設し、本プロジェクトの内容を公開していることについて、リンクをつけて紹介した。（「メルマガ日本国際フォーラム」98号）

「JFIR E-Letter」

- ホームページ上に特設ページを開設し、本プロジェクトの内容を公開していることについて、リンクをつけて紹介した。（「JFIR E-Letter」78号）

《『会報』による事業の成果の公開・発信》

前述の定例研究会合、また上海時代経済発展研究院上海海洋フォーラムと共催で実施した「国際セミナー：日中海洋問題の出口を探る」なお、本事業で実施した会合の内容などを中心に、当フォーラムの機関紙『日本国際フォーラム会報』（季刊）にて内容を紹介した。『日本国際フォーラム会報』は、精選されたわが国各界のオピニオン・リーダー約3千人以上に配布するとともに、前述の当フォーラムのホームページで全文公開し

(<https://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin.html>)、さらに前述の「メルマガ日本国際フォーラム」でも配信 (<https://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/mailmagazine.html>) している。

主な掲載実績は以下のとおりである。

- 会報記事「日中関係改善の糸口を探る」（『日本国際フォーラム会報』110号）
「国際セミナー：日中海洋問題の出口を探る」（3月19日開催）について、その内容を紹介した。
- 会報記事「アジア太平洋地域秩序の創出」（『日本国際フォーラム会報』110号）
第5回研究会合（12月14日開催）における渡邊昭夫東京大学名誉教の報告内容などを掲載し、紹介した。
- 会報記事「『生きている条約』としての国連海洋法」（『日本国際フォーラム会報』108号）
第2回研究会合（8月7日開催）における坂元茂樹同志社大学教授の報告内容などを掲載し、紹介した。
- 会報記事「2020－2022年度新規大型プロジェクト始動」（『日本国際フォーラム会報』107号）
本事業の目的、メンバーの紹介などをした。



米中覇権競争時代の日本の針路



製品などのサプライチェーンの中国依存が露呈した。今、問われているのは欧州力であり、費フォーラムとの協力関係を一層強化させたい」との提案がなされ、渡辺理事は「当方では、欧州の戦略的重要性に着目し、『地政学研究会』を中国に『政策』を立ち上げ、その動向を分析している。米中国間の狭間にいる日本にとって、普遍的価値を共有する『欧州との協力』が急務である。是等と、両国との共同研究を加速させたい」との返答がなされた。

スと示され、以下キーワードがそれぞれ
 明示されている。今後の世界がこれら
 3つの底辺がなされる。
 渡邊教授からはユラシフ・ダニラ
 ミスに關し「多極世界、政治的リ
 ャリス、中東衝突と接近、多國主義」、
 加茂教授からは中国の行動原理に關し
 「中国の大陸外外交と構造の行方」、
 中国共産党の一党制の行方、苛田教
 授からはロシアの行動原理に關し「ロ
 シアの外交の中で進む国際的役割」、
 伊藤教授からは「FOIP、AOP、BR」を
 貫く考え方に關し「海洋空間」、土
 田教授からは地経学に關し「相互依存
 の民、地域経済の創成」、河合教授は「世
 界経済の潮流に關し」「主要国・地
 域の主要 GDP 予測、2021年の米中
 中国の政策課題」が示された。本会
 議の模様は、右の QR コードより、
 視聴できる。



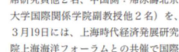
他ページの内容……………ページ

- バイデン政権下の米欧関係……………2
- 地経字と日印協力……………2
- 中国保衛改善の糸口を探る……………2
- アジア太平洋地域秩序の創出……………2
- 百花齊放から：旧ソ連内での露地政放りの後……………3
- バイデン・習近平新時代の台湾……………3
- YOUTH 気候変動政策コンペティション開催……………3
- 欧州連合国と日本政府代表団大使の任を終えて……………3
- サイバーセキュリティの地政学……………3
- インドの行動原理と日本の対応……………3
- JFIR 活動誌(1月～3月)……………4

英国の視点: ポスト・トランプ時代において、比較的価値を共有する同盟国である英国がEUのリーダーとしてくれることを望む米国としては、英国の重要性を下げるを得ないだろう。

NATOの視点: 米国のパリ協定やイラン核合意からの離脱等でも米国EU関係は悪化したが、同盟国でも尊重し気候変動問題への関与姿勢を示すバイデン政権の誕生で、その関係は改善に向かうだろう。

アジア太平洋地域秩序の創出



セミナー「日中海洋問題の出口を探る」
(日本側：伊藤剛JFIR上席研究員他3名、中国側：金永明上海時代経済発展研究院上海海洋フォーラム主任他3名)(写真)をそれぞれオンライン

両会議では、先鋭化する米中対立の現状と展望、および先般中国で制定された海警局に外国船舶への武器使用権限を認める海警法をめぐり、日本側、中国側双方から見解が示され、活発な議論が行われた。



インド側：東南アジア地域への接続性強化には日本のインド・コネクティビティへの協力が有効が

